

地方創生移住支援事業

労働雇用課

1 制度改正の概要

令和 2 年 12 月 22 日付け内閣府地方創生推進事務局からの改正通知

	長野県の現行要件	国の要件拡充
移住元要件	直近 10 年間で通算して 5 年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていたこと。 ただし、直近 1 年以上は、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていたことが必要。 ※国庫：東京 23 区 県単：東京圏（23 区を除く）、愛知県、大阪府	○通学期間の対象化 東京 23 区内の大学等へ通学し、23 区内の企業へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間に加算可能に。
就業要件	マッチングサイトに掲載している求人に応募して採用されること。	○テレワーカーの対象化 東京圏在住の会社員が本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合について対象化。 ○専門人材の対象化 移住元要件を満たす者が、プロフェッショナル人材事業等を活用し、地域企業へ就業する場合について対象化。 ○関係人口への市町村特認の創設 移住希望者が、事前に移住希望先の地域や地域の人々に関わりを有し（関係人口）、移住先の市町村が個別に強いつながりがあると認める場合には、マッチングサイト掲載求人への就業に限らず対象化。

※ 国の要件拡充のうち、テレワーカー、専門人材、関係人口への市町村特認の創設については、マッチングサイトしかりが外されたと認識

2 今後の対応

- 関係人口への市町村特認の創設については、対象者の設定についてある程度の裁量が認められているため、詳細な要件は県及び市町村間で調整の上、合意形成を行うこととされている。
- 詳細な要件については、
 - 県内中小企業の人材不足の解消
 - 県内への移住者の増加
 に、更に資するものになるよう検討を進めてまいりたい。